

確 認 書

1. 給与構造改革について

新俸給表を導入する。

地域手当については、府中・小金井両地区とも平成18年度は経過措置として11%とする。平成19年度以降については経過を見守りながら労使双方で協議する。なお、府中地区から相模原市等へ勤務命令される場合の地域手当については、学長の承認のもと府中地区と同等の取り扱いとするよう措置する。

給与構造改革に伴う職員の生活と勤労意欲に対する影響については、経過を見守りながら、労使双方で協議する。

2. 本学給与構造の歪みの是正について

本学事務職員の国家公務員との給与格差については、平成17年11月18日付け確認書の内容を再度確認し、労使双方で作業を進める。

3. 勤務実績の給与への反映について

職務実績に応じた昇給制度については、評価方法、運用方法、導入時期を含めて職員に公開し、議論を進める。

4. 高年齢者雇用問題について

本年4月中に本学の高年齢者雇用確保措置（仮称）を法の趣旨に沿って定める。

以上、確認する。

平成18年3月29日

国立大学法人東京農工大学

学長 小畑 秀文

署名 小畑 秀文

東京農工大学職員組合

中央執行委員会委員長 辻村秀信

(代理署名 書記長 大川泰一郎)

署名 大川 泰一郎